

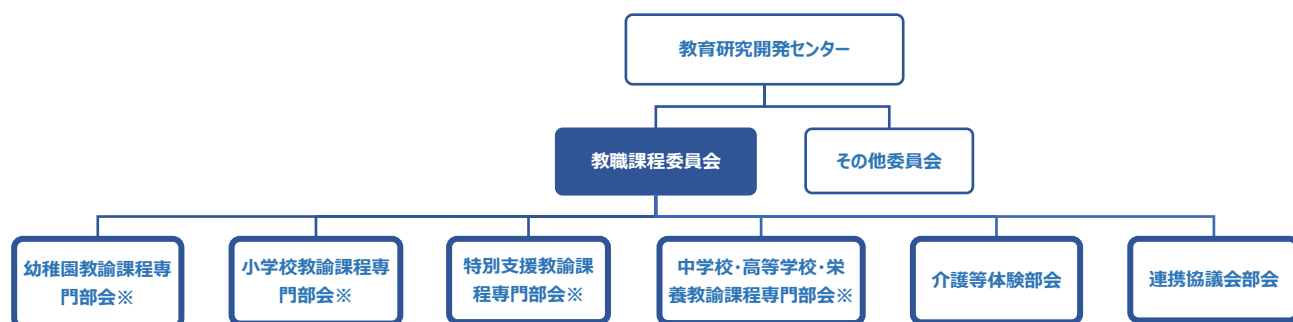
様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 ＜教育実習＞ 4 年次 5 月～10 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞ 中学校 3 週間（120 時間）
③	実習校の確保の方法 ＜教育実習＞ 中学校の教育実習は、連携協定を結んでいる地元各務原市内の中学校等での教育実習及び出身校での教育実習が実施できるようにしている。
④	実習内容 ＜教育実習＞ 実習実施校の指導計画に基づき、次の内容を中心に行う。 (1) 講話、観察 ・教育実習の意義・意味の理解、実習の心得 ・実習校の教育、生徒の現状の理解 ・生徒指導のあり方、教育相談、道德教育の進め方 ・教育課程、実習計画について ・生徒理解の方法～授業観察Ⅰ ・学級経営のあり方～学活等 ・生徒理解のあり方～授業観察Ⅱ (2) 授業実習 ・教科指導と授業構築の進め方 ・指導案の作成と授業実践 ・研究授業指導案作成 実習期間 3 週間の場合・・・6 時間程度（研究授業を含む） ・研究授業～授業研究会 ・他の実習の研究授業参観、研究会 ・教育実習の反省 これ以外にも、特別活動、総合的な学習の時間、放課後の活動等についても参加する。
⑤	実習生に対する指導の方法 ＜教育実習＞ 教職の専任教員による事前指導を始め、指導担当教員が実習校の担当教員と打ち合わせて行う。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 ＜教育実習＞ 学科の教育実習担当教員が、実習校よりの成績評価及び資料に基づき行う。

2 事前及び事後の指導の内容等		
① 時期及び時間数 ＜教育実習指導＞ 3年次～4年次にわたり、12時間の事前指導と3時間の事後指導を行う。		
② 内容（具体的な指導項目） ＜教育実習指導＞ ◇事前指導 ・教育実習の心構え ・教育実習の目的と意義 ・授業参観の視点と方法 ・実習現場の参観 ・授業参観記録と意見交換、学校の日常活動理解 ◇事後指導 ・実習の整理 ・実習体験の報告、交流		
③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について ・学生が実習受け入れを行う学校でハラスメント等の被害を受けた場合は、必ず大学側に本人より状況説明をさせ、大学側より実習先の責任者に報告すると共に評価時に不利益な取扱いを受けることがないように大学側が対応する旨を学生へ周知徹底するとともに、実習校には巡回指導の際に訪問等で説明をする。		
3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）		
① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等		
・ 委員会等の名称 教職課程委員会		
・ 委員会等の構成員（役職・人数など）		
学校種	学科	人数
	健康福祉学部総合福祉学科	1名
	健康福祉学部管理栄養学科	1名
	人間関係学部心理学科	1名
	人間関係学部子ども発達学科	1名
東海学院大学	大学院人間関係学研究科	1名
東海学院大学短期大学部	幼児教育学科	1名
	事務職員（教務課より選出）	1名
・ 委員会等の運営方法 不定期開催。（令和5年度実績：計2回開催 令和4年度実績：計5回開催） 委員会で取り扱う事項は以下のとおりである。		
1.課程の編成に関すること。		
2.カリキュラムの検証及び改善に関すること。		
3.課程認定内容の検討に関すること。		
4.授業改善方策の検討に関すること。		
5.授業実施計画の策定に関すること。		

- 6.実習学生派遣計画の策定に関すること。
- 7.教員免許状更新講習に関すること。
- 8.学外者による検証に関すること。
- 9.教育委員会との連携に関わること。
- 10.その他必要な事項

【委員会の組織図】

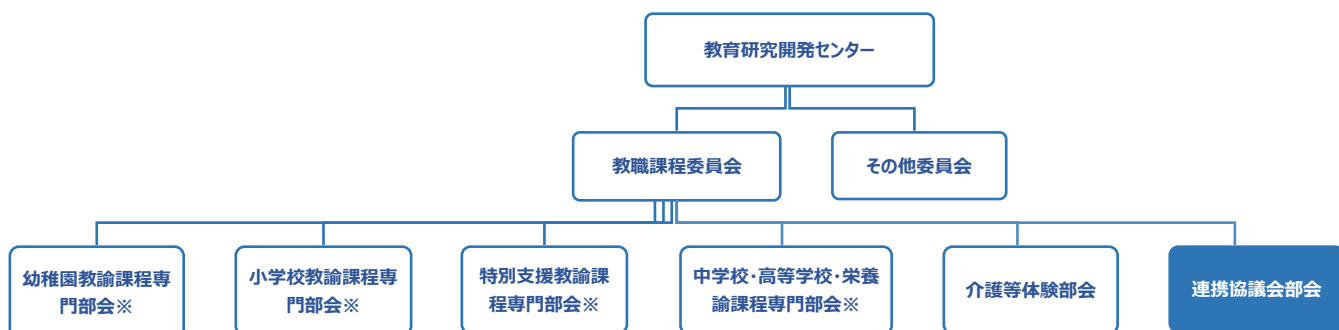


※教職課程等に係る評価及び実施に対応するため、委員会に置くことができる専門部会

- ② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
教職課程委員会連携協議会部会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
教育実習等に関わる課程を担当する専任教員（重複の委員として専任されることを妨げない。）
- ・ 委員会等の運営方法
教職課程委員会連携協議会部会が主となって毎年 1～2 月頃に各務原市教育委員会及び各実習校との教育実習連絡協議会を開催する。
当該年度の教育実習等における意見交換等を行う。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

- （・実習を行う半期前の段階において、単位修得に不足のないこと。また、教職に関する科目のうち、教科に関する専門科目および教職に関する専門科目について単位修得に不足のないこと。ただし、中学校、高等学校における実習については教科の指導法の単位を3年次までに修得しておくこと。
- ・教育実習指導が履修済であること。

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級		
○		教育委員会名	各務原市教育委員会	小学校：17校	中学校：8校

令和6年 3 月 13 日

東海学院大学

学長 神谷 眞弓子 様

承諾者名 各務原市教育委員会

教育長 加藤 壽志



承 諾 書

令和 10 年度から英語教員免許取得にかかる教育実習について、貴学からの実習生を各務原市内の下記中学校において受け入れを承諾いたします。

記

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 実習受け入れ校 | 各務原市立那加中学校 | 各務原市立桜丘中学校 |
| | 各務原市立稲羽中学校 | 各務原市立川島中学校 |
| | 各務原市立鵜沼中学校 | 各務原市立緑陽中学校 |
| | 各務原市立蘇原中学校 | 各務原市立中央中学校 |
- ※以上の中学校より、実習生数に応じて決定

- | | |
|------------|------|
| 2. 実 習 期 間 | 3 週間 |
|------------|------|

3. その他（指示事項など）